

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成13年度第1回定期監査結果報告（平成13年12月14日監査報告第3号）に基づく市長の措置について

(1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>カ 補助金については是正を求めるもの (都市計画局)</p> <p>財団法人横浜市建築助成公社に対し、「横浜市都市再開発事業融資補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、都市再開発事業融資に係る融資金利と原資調達金利との差損の利子補給及び事務費の補助を行っているが、次のようなものが見受けられたので、交付要綱の見直しを含め、適切な補助金の執行に改められたい。</p> <p>(ア) 平成10年度に交付要綱の改正を行い、新たに事務費を補助対象としているが、駐車場整備融資に係る事務費との区分が不明確のまま、事務費を算定して補助金を交付しているもの</p>	<p>(ア) 平成16年度の予算においては、駐車場整備融資と再開発事業融資の事務費の区分を明確にし、それぞれの補助金の積算を行いました。</p>
<p>ケ 委託契約の適切な実施を求めるもの(水道局)</p> <p>庁舎内外の警備について、西谷分庁舎は夜間の警備、西谷第2分庁舎は終日警備をそれぞれ別発注で業務委託により実施している。</p> <p>しかし、分庁舎と第2分庁舎は隣接する建物であるので、一体の警備など効率的・効果的な委託方法について検討するとともに、当該業務について単独随意契約としていたが、適正な業者選定を行うよう改められたい。</p>	<p>平成14年度から、西谷分庁舎と西谷第2分庁舎の警備業務委託に係る契約については一本化し、その契約方法については、平成16年度に単独随意契約から、競争入札による契約に改めました。</p>
<p>シ 企業用資産等の管理について改善を求めるもの (水道局)</p> <p>企業用資産等の管理についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理に改められたい。</p> <p>(ア) 「横浜市水道局不動産管理要綱」によると、企業用資産等の目的外使用許可に際しては、国、地方公共団体等を除いて使用料は前納させることとしているが、継続使用の場合に使用者から提出される「水道用地継続使用申請書」の提出が遅れているために、使用許可期間を相当</p>	<p>(ア) 継続使用の場合には、該当者に対して、許可期限が切れる3か月前に、「水道用地継続使用申請書」を送付するように改めました。</p> <p>この結果、ほとんどの申請</p>

<p>経過してから使用料の請求・納入が行われているものが多数見受けられたもの</p>	<p>が許可期間前に行われるようになり、請求・納付についても改善が図られました。</p>
<p>セ 漏水修理工事に関する契約について改善を求めるもの (水道局) 「配水管(150 mm以下)漏水修理工事及び配水管(50 mm以下)切回し工事」については、昼間時(土曜日等を除く。)に各営業所単位で請負業者に1～3班を待機させる年間契約としている。近年の管網整備と老朽管補修の進捗に伴い漏水修理工事は減少傾向にあり、また、これに加えて切回し工事を計画的に実施しているほか、待機班数を減じることなどにより、局では経費節減に努めているものの、年平均では依然として実契約時間(7.5時間)のうち待機時間が半分を超えている営業所がほとんどという状況にあった。</p> <p>一方、営業所の夜間・休日における待機体制は1～3営業所当たり1業者の自社待機契約としているほか、配水管理所(市内4区域)では所管区域単位で契約するなど、広域的な待機体制となっている状況から、複数班の待機体制となっている営業所は、出勤の状況を勘案しつつ、各営業所単位の待機体制を営業所を超えたブロック単位の待機体制に見直すなど、漏水修理工事等の効率的・効果的な契約方法を検討されたい。</p>	<p>待機班数については、迅速な対応が必要であることから各営業所単位に最低1班を配置し、出勤時間の実績から、緊急の事態には複数班の体制を採っている区域から応援ができるよう待機体制の見直しを行っています。</p> <p>平成16年度は、平成15年度の29班体制からさらに4班を減班し、4月から25班体制で実施し、効率的・効果的な実施体制に改めました。</p> <p>なお、「水道経営改革プラン」に掲げた営業所・配水管理所の統廃合について、今年度は基本的な計画を検討することとしておりますので、プランに合わせて、さらに漏水修理工事等の効率的・効果的な実施体制に向けて見直しを図ります。</p>